



引っ越しの際は ガス・水道などの 手続きもお早めに

ガス

お引っ越しの1週間くらい前までに、住所、供給区域(秋田市ガス局か東部ガス)、ガス使用者番号などをご確認のうえ、秋田市ガス局・東部ガス(株)に電話でご連絡ください。ガス使用者番号は、検針票、領収書などに記入されています。

連絡先 秋田市ガス局☎(845)3147
東部ガス☎(832)6595

4月1日以降は全区域東部ガスへご連絡ください

水道

料金の精算をしますので、お引っ越しの1週間くらい前に、「水道使用量のお知らせ」に記載している「お客さま番号」をご確認のうえ、水道局に電話でご連絡ください。

連絡先 秋田市水道局☎(823)8431

電気

お引っ越しの5日前までに、「電気ご使用量のお知らせ」などに記載している「お客さま番号」および引っ越し日、引っ越し先を、東北電力秋田営業所に電話でお知らせください。

連絡先 東北電力秋田営業所
☎(833)2900・(833)0151

郵便局

郵便局窓口に置いてある「転居届け」のはがき(押印必要)を出してください。向こう1年間、転居先に郵便物を転送いたします。

連絡先 中央郵便局総務課
☎(823)0911

NHK

住所変更のご連絡はNHKフリーダイヤルへお願いいたします。

連絡先 NHKフリーダイヤル
☎0120 151515

引っ越しをしたら14日以内に 住民異動届けを

3月、4月は、就職や転勤、入学など、1年のうちでもっとも引っ越しの多い時期。住民異動の手続きを忘れると、選挙で投票ができなくなったり、国民年金が正しく受給できなくなったり、困りごとがいろいろ出てきます。住民異動の届け出は14日以内に市民課、土崎支所、新屋支所へどうぞ。

届出をする際には、印鑑のほか、国民健康保険加入者は保険証、国民年金加入者は年金手帳をお忘れなくお持ちください。

また、届け出のとき、印鑑登録も一緒に済ませると便利です。

市民課☎(866)2073 土崎支所☎(845)2261 新屋支所☎(888)8080

届け出のしかた

| 届け出 | 届け出の期間 | 届け出に必要なもの | 受付場所 |
|------------------------------------|---|---|---------------------------------|
| 転入届 他の市区町村から秋田市へ住所を移したとき | 転入してから 14日以内 | 前に住んでいた市町村から交付された転出証明書 印鑑 国民年金に加入しているかたは年金手帳と保険料の領収書 国民健康保険に加入するかたは、窓口でお話ください (国保に加入する際は、保険税額の計算のため平成11、12年分の源泉徴収票をお持ちください) | 市民課 土崎支所 新屋支所 |
| 転出届 秋田市から他の市区町村へ住所を移すとき | 転出する前 転入先の市区町村に提出する転出証明書を交付します。転出先の住所を確かめてからおいでください。 | 印鑑 国民健康保険の加入者は保険証 印鑑登録をしているかたは、印鑑登録証 | 国民年金の手続きは国民年金課、土崎支所、新屋支所でお願います。 |
| 転居届 秋田市内で住所を移したとき | 引っ越しをしてから 14日以内 | 印鑑 国民健康保険の加入者は保険証 | |
| 転校 | 住民異動届け(転入・転出・転居)をすると、転校に必要な書類を交付します。交付された書類を、学校に提出して指示を受けてください。 | | |

国保や国民年金は就職・退職の際も届け出を

国民健康保険や国民年金の届け出は、転入・転出の際だけでなく、就職や退職をしたときにも必要です。忘れずをお願いします。

国民健康保険課☎(866)2099 国民年金課☎(866)2097

転勤などで海外へ転出されるかたへ

～市税に関する手続きはお済みですか?～

海外に転出した後でも、1月1日に土地や家屋を所有していたかたや、前年中に所得があったかたなどに、固定資産税や市民税などが課税される場合があります。また4月1日に軽自動車やバイクを所有しているかたには軽自動車税が課税されます。納税通知書の送り先や納め方についてご相談ください。

市民税課☎(866)2054